

横浜市金沢海域でのマリンスポーツの安全航行に関するルール

横浜市

横浜市漁業協同組合

NPO 法人横浜金沢カヌークラブ

1 目的

横浜市金沢海域の動力船とマリンスポーツ※の航行安全を確保することを目的とする。

※カヌー・SUP・ウインドサーフィンなど(以下カヌー等と略す)

2 横浜市金沢海域

横浜市金沢海域とは金沢漁港・柴漁港・八景島周辺をいう。

3 カヌー等の漕行の注意事項

- (1) 乗艇、降艇の時、周囲を良く見る。
- (2) 岸から、橋の上からの釣り糸に注意し、近づかない。
- (3) 杭、漁具などには触れない。
- (4) 不用意に航行ルートに入ったり、留まったりしない。
- (5) 動力船の航行ルートは 11 時～15 時の間は釣り船が航行するので原則としてカヌー等は漕行しない。
- (6) やむを得ず航行ルートを並進する場合には最も右側を縦列で漕行する。
- (7) 動力船の航行ルートの横断は指定位置で行う。(金沢漁港防波堤から 1 番目と 2 番目の浮標の間・日産自動車テストコース角と八景島ジェットコースターを結ぶ線上)。横断するときは横一列で速やかに横断する。
- (8) 外洋(野島海岸沖・海の公園沖)に出る場合原則的に伊藤博文候別荘と横須賀港入口白灯台を結ぶ線の内側海域と、海の公園海岸一帯とする。(海の公園一帯はアサリ、海水浴シーズンは近寄らない)

4 漁船等動力船の航行

進行航行ルート上にカヌー等の漕行を見た場合には警笛を鳴らしカヌー等の漕行者に知らせる。

航行速度を落とし、カヌーが待避したことを確認し航行する。

5 海上衝突予防法の遵守

(1) 全周監視義務

船長であることを自覚し、その責任から全周を監視する。

(2) 右側通行の原則

対向する船は互いに右側通行ですれ違うこと。

十分な距離が取れるまで進路を持続させる。

(3) 右手優先の原則

相手を右に見た艇(自分は)相手の航行を阻害してはいけない。

十分な時間と距離を持って回避を行う。

相手を左に見た艇(自分は)進路を保持しなければならない。

十分な距離が取れるまで進路を保持する。

(4) 優先順位

強い船は、弱い船を威圧してはいけない。

弱い船はそのことをもって強い船の邪魔をしない。

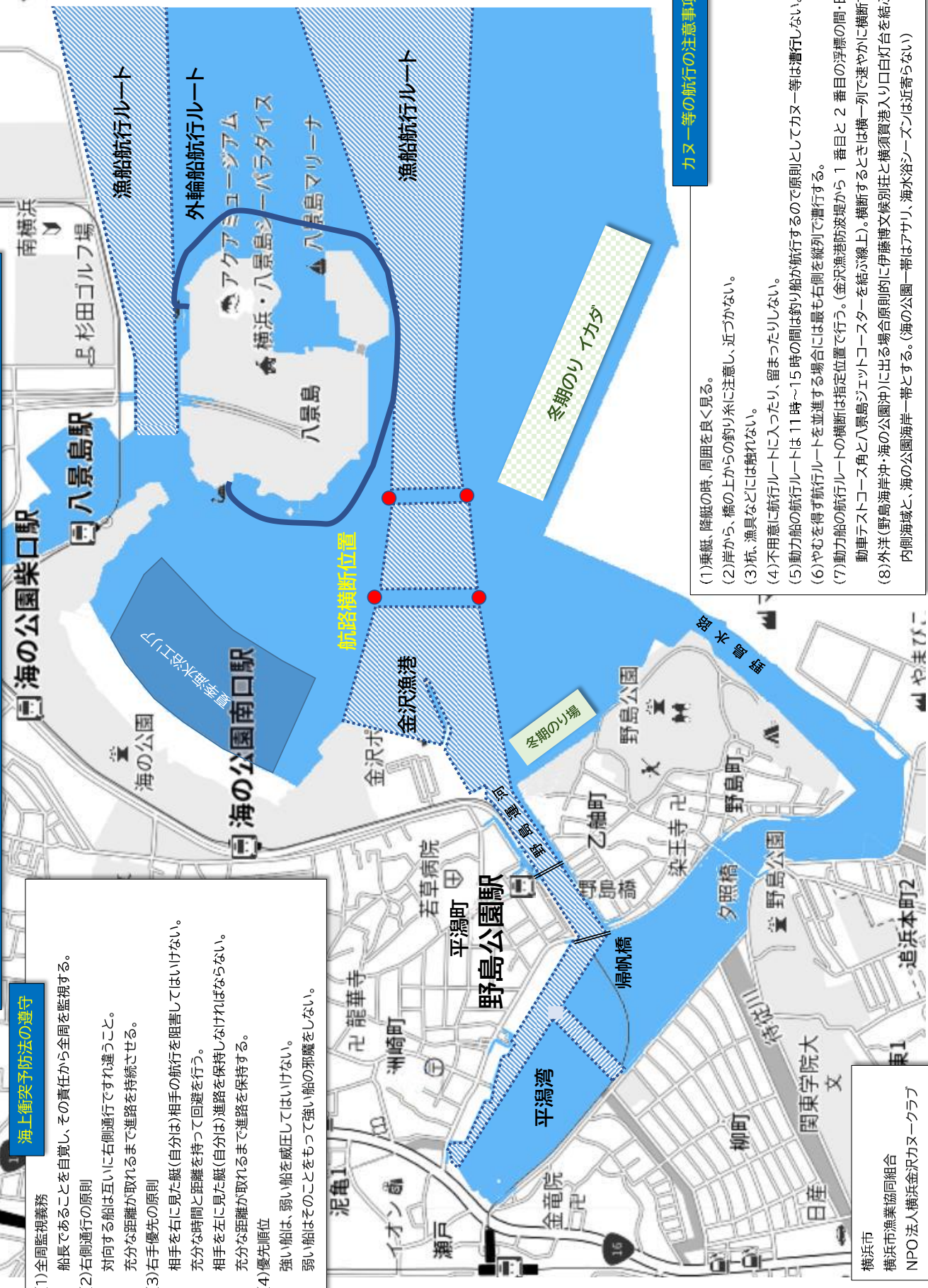
海はみんなの財産、互いに思いやり安全航行しましょう。

(注)このルールは、横浜市漁業協同組合と NPO 法人横浜金沢カヌークラブが作成した自主的なルールです。横浜市港湾局及び環境創造局は金沢海域の管理者として、この海域の航行安全を確保するため、このルールの周知に協力しています。

横浜市金沢海域でのマリンスポーツの安全航行に関するMAP

海上衝突予防法の遵守

- (1) 全周監視義務
船長であることを自覚し、その責任から全周を監視する。
- (2) 右側通行の原則
対向する船は互いに右側通行ですれ違ふこと。
充分な距離が取れるまで進路を保持させる。
- (3) 右手優先の原則
相手を右に見た艇(自分は)相手の航行を阻害してはいけない。
充分な時間と距離を持って回避を行う。
相手を左に見た艇(自分は)進路を保持しなければならぬ。
充分な距離が取れるまで進路を保持する。
- (4) 優先順位
強い船は、弱い船を威圧してはいけない。
弱い船は、そのことをもって強い船の邪魔をしない。



カヌー等の航行の注意事項

- (1) 乗艇、降艇の時、周囲を良く見る。
- (2) 岸から、橋の上からの釣り糸に注意し、近づかない。
- (3) 航、漁具などには触れない。
- (4) 不用意に航行ルートに入ったり、留まったりしない。
- (5) 動力船の航行ルートは 11 時～15 時の間は釣り船が航行するので原則としてカヌー等は漕行しない。
- (6) やむを得ず航行ルートを並進する場合には最も右側を縦列で漕行する。
- (7) 動力船の航行ルートの横断は指定位置で行う。(金沢漁港防波堤から 1 番目と 2 番目の浮標の間、日産自動車テストコース角と八景島ジェットコースターを結ぶ線上)。横断するときは横一列で速やかに横断する。
- (8) 外洋(野島海岸沖・海の公園沖)に出る場合原則的に伊藤博文侯別荘と横須賀港入り口白灯台を結ぶ線の内側海域と、海の公園海岸一帯とする。(海の公園一帯はアサリ、海水浴シーズンは近寄らない)

横浜市
横浜市漁業協同組合
NPO 法人横浜金沢カヌークラブ